

【答申の概要】教育委員会の人事異動制度等に関する文書の非開示決定に対する審査請求
(諮問第238号)

件名	教育委員会の人事異動制度等に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	文書1…「2校5年しないと特別な理由がない限り異動できない」とする「2校5年」制度について監察班が調査した内容がわかる文書 文書2…義務教育課人事班の職員が説明した2種類の内容の根拠が記載された文書及びその内容が新規採用教職員に告知や周知がされているタイミングや場面がわかる文書並びにその内容をどう管理しているか分かる文書
非開示理由	条例第11条第2項(不存在による非開示)
実施機関	静岡県教育委員会
諮問期日	令和4年3月18日
主な論点	文書1、2について、対象となる公文書を作成、取得していないとして、文書を保有していないため非開示(文書不存在)とした実施機関の決定は妥当であったか。

審査会の結論

静岡県教育委員会(以下「実施機関」という。)の決定のうち、別記1のNo.1に係る決定は妥当であるが、別記1のNo.2からNo.8までに係る決定については、文書を特定し直し、改めて開示決定等を行うべきである。

審査会の判断

(1) 本件決定1について

実施機関は、「2校5年」に関することは人事管理運営に関連する事項であり、教職員の不正行為等として監察班が調査を行うことはないため、請求対象公文書1を作成、保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定1を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定1を不服とし、取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、請求対象公文書1を不存在としたことの当否について検討する。

ア 「2校5年」の性質について

実施機関によると、「2校5年」に関することは人事管理運営に関連する事項とのことである。かかる説明について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、「2校5年」は人事交流実施要項にのみ記載がある旨を説明し、当該要項を当審査会に提示した。

当審査会で当該要項を確認したところ、「公立小中学校の地域間交流」という項目の一つとして「生活転」の記述があり、その中に「2校5年」と思われる記述があった。また当該要項には、地域間交流以外の人事交流制度についても記述があることから、当該要項は教職員の交流制度という人事制度について定めている文書であるといえる。

そうすると、当該要項中に記述されている事項はいずれも人事制度に関する内容であるから、「2校5年」も人事制度に関する事項であると認められる。

イ 監察班の所掌事務について

上記アのとおり、「2校5年」は人事制度に関する事項であるが、その事実だけでは、監察班が調査を行わない理由にはならない。そこで、当審査会にて監察班の事務分担を確認したところ、監察班は教職員の人事交流に関する事務も、人事制度に関する調査も所掌していなかつ

た。

一方で、監察班は、ハラスメント防止や懲戒処分に関する事務を所掌しているため、審査請求人の主張するとおり、「2校5年」についてハラスメント防止等の観点から監察班による調査が行われていた可能性を、直ちに否定することはできない。

ウ 「2校5年」に関する調査について

審査請求人が主張する「2校5年」に関する調査とは何であるかについて、当審査会事務局職員をして実施機関の認識を確認させたところ、特定市町教育委員会が実施した、当該市町内の学校において、特定の年度に非違行為が行われたかどうかを確認した調査と認識しているとの説明があった。

この説明によると、調査は実施されていたが、その実施主体は市町教育委員会であり、監察班による調査ではないということになるところ、この経緯について、実施機関は次のとおり補足した。

(ア) 監察班は教職員倫理 110 番通報窓口等を設置しており、審査請求人が主張するような内容については、通常いずれかの窓口において受け付けることとしており、今回もそのようにした。

(イ) 監察班は各窓口の受付を担っているものの、通報内容に係る実際の調査は、通報対象となった所属や学校の種類に応じて各所管課に実施を依頼しており、監察班が自ら調査を行うことはない。

(ウ) 小中学校に係る通報の場合、実際に調査を行うのは、当該学校を直接所管する市町教育委員会であり、実施機関は、当該市町教育委員会からの報告結果を受け取るのみである。

以上の説明からすると、監察班による調査が行われないことは一般的な対応であり、本件に関しても同様に対応したとのことである。よって、監察班による調査は行われていないとする実施機関の主張に、不自然、不合理な点はない。

エ 結論

上記ウのとおり、「2校5年」に関連する調査は行われていたものの、その実施主体は監察班ではなかった。また、上記イのとおり、監察班は教職員の人事交流に関する事務を所掌していない以上、他に「2校5年」に関する調査を行う理由はうかがえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、請求対象公文書1を作成も取得もしていないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、当該文書を保有していないとして非開示（不存在）とした決定は、妥当である。

(2) 本件決定2について

実施機関は、審査請求人が主張する「強制移民制度」及び「新規採用先所属固定」制度（以下「二制度」という。）について、かような二制度は存在していないため、請求対象公文書2を作成、保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定2を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定2を不服とし、取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、請求対象公文書2を不存在としたことの当否について検討する。

開示請求書の記述を見ると、二制度は、実施機関の職員による説明を審査請求人なりに解釈し、名付けた制度であると読み取れ、いわば審査請求人による造語である。

しかしながら、本件請求2の記述から読み取れる審査請求人が求めている文書は、実施機関の職員から受けた説明の根拠となるものであって、「強制移民制度」という名称を冠した制度それ自体の根拠の開示を求めているとは読み取れない。また、本件請求3から本件請求5までにおいても、審査請求人が「強制移民制度」と言い換えた実施機関の職員による説明の内容について、教職員にどのように告知や周知がされているかや、どのように制度として管理されているか等がわかる文書の開示を求めていると考えられる。

同様に、本件請求6から本件請求8までについても、審査請求人が求めている文書は、実施機関の職員から受けた説明の根拠となるものや、当該説明の内容について、教職員にどのように告知や周知がされているか等がわかる文書であると考えられる。

そうすると、実施機関が、審査請求人なりの解釈に基づく造語である二制度が存在しないことをもって請求対象公文書2を作成、取得していないとした決定は、文書特定を誤って行われた決定であると言わざるを得ない。

したがって、実施機関は、本件決定2について文書を特定し直し、改めて開示決定等を行うべきである。

別記1 開示請求の内容

No.	内 容
1	過去1年間、「2校5年しないと特別な理由がない限り異動できない」とする「2校5年」制度について監察班が調査した内容がわかる文書。
2	11月に義務教育課人事班の〇〇さんが「新規採用者は採用された時点でその採用された地域に根付くことが前提で採用される」と説明したが、この「強制移民制度」の根拠が記載された文書。
3	この「強制移民制度」が新規採用教職員に告知や周知がされているタイミングや場面がわかる文書。
4	この「強制移民制度」が人事管理上問題がないことがわかる文書。
5	この「強制移民制度」をどう管理しているのかわかる文書。
6	また、同〇〇さんが「管外への異動希望は交流の扱いになる」と説明した「新規採用先所属固定」制度について、その根拠が記載された文書。
7	また、「新規採用先所属固定」制度が新規採用教職員に告知や周知されているタイミングや場面がわかる文書。
8	「新規採用先所属固定」制度が人事管理上問題がないことがわかる文書。
9	交流のシステムがわかる文書。または交流のシステムについて現場の教職員がそのシステムを知る場面やタイミングがわかる文書。
10	自らの意思で自分が交流で異動しているのかどうかを確認する方法がわかる文書または、それを管理職が伝える義務や手順が示された文書。

※No.は、当審査会にて形式的に付したものである。